

「下田市いじめ防止条例」が施行

市民全体で子どもを守りましょう

問合せ先 学校教育課学校教育係 ☎233929

学校におけるいじめは現在、全国的な社会問題となつていきました。いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもや大人も含めた、地域全体で考えていくべき問題です。市ではこの度、市民みなで力を合わせ、学校におけるいじめを未然に防止すること、また、いじめから子どもを守ることを目指し、「下田市いじめ防止条例」を制定しました。

条例のポイント

◎基本理念

いじめが子どもたちの生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、

全ての子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

子どもたちの生命及び心身を保護し、子どもたちをいじめから確実に守るとともに、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。

◎市民等それぞれの役割

この条例では、子どもたちを含めた各関係者の役割を次のように定めています。

- ・子どもたちは：
 - ・お互いに思いやり、ともに支えながらいじめのない学校生活を送ることができるよう努めること。
- ・市は：
 - ・条例及び基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進すること。
- ・市民等は：
 - ・市、学校及び教職員、保護者、関係機関と連携・協力し、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めること。
 - ・いじめを発見、疑いがあると認めるときは、市や学校関係機関等に相談又は通報して支援を求めること。

いじめ防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むこと。学校に加え、市、保護者、市民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服すること。

学校及び教職員は：

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見に取り組むこと。
- ・いじめを受けていると思われる子どもを認めるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、いじめの解決のために必要な措置を講ずること。

保護者は：

- ・いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに十分理解させ、子どもたちがいじめを行うことのないよう努めること。
- ・いじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護すること。

また、いじめの防止等のための対策の支援、措置等の検証や重大事態が発生した場合における事実の確認や審査を行うため、教育委員会に「下田市いじめ問題対策専門委員会」を、市に「下田市いじめ問題調査委員会」を新たに設置し、市全体がこれまで以上に一丸となつていじめ問題への取組を推進してまいります。

相談窓口について

いじめについて、一人で悩みを抱えるのは、とても苦しくつらいことです。



出典：政府広報オンライン

まずは身近な人、そして学校に相談してみよう。また、左記のような相談窓口もあります。

- 県賀茂児童相談所 ☎242038
- 市福祉事務所（家庭児童相談）（窓口⑥）☎22216
- ハロー電話「ともしび」
- 【沼津地区】「青少年の悩み相談、保護者の教育・悩み」☎055-931-8686
- 子ども・家庭110番
- 【賀茂地区】（性格、行動、しつけ、非行・不登校など）☎4152
- 学校教育課学校教育係 ☎233929

「下田市歴史的風致維持向上計画」パブリックコメントを実施します

「下田市歴史的風致維持向上計画」が取りまとめられたことに伴い、広く市民の皆さまの意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。

「歴史的風致」とは、歴史的に価値の高い建造物の周辺で、歴史と伝統を反映した人々の生活を営み、地域固有の風情が醸し出されている市街地環境のことをいいます。

提出期間

8月6日（月）～9月7日（金）

※郵送の場合、当日消印有効

意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤、又は通学する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・パブリックコメント制度の対象となる事案について利害関係を有する方

意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※住所及び氏名の記載がない場合は受付を行いません。

資料の閲覧方法

市ホームページ、建設課、市情報公開コーナー

※個別の意見に直接の回答は行いません。

提出・問合せ先

建設課都市住宅係 ☎22219 FAX271007
 ☒kensetsu@city.shimoda.lg.jp

平成30年度 子宮頸がん検診



2年に1度、偶数年齢女性を対象とした検診です。受診を希望される方は電話、又は窓口で直接お申込みください。

対象者

20歳以上（平成11年4月1日以前生まれ）の女性 持ち物

子宮頸がん検診受診票、健康保険証

料金 1,700円

※次の方は無料となります。

①70歳以上の方及び生活保護、非課税世帯の方

②65～69歳で後期高齢者医療制度加入者の方（被保険者証を提示してください）

③下田市検診等徴収金免除証明書をお持ちの方 受診会場

下記のいずれかの医療機関で受診してください。

※診察日、受付時間等は各医療機関へお問い合わせください。

実施医療機関

- ・臼井医院 ☎21221
- ・下田メディカルセンター ☎2525
- ・伊豆今井浜病院予約ダイヤル ☎0120-246-789
- ・康心会伊豆東部病院 ☎0557-95-1151
- ・小川クリニック ☎23210

申込・問合せ先

市民保健課健康づくり係（窓口⑤）☎22217

助けあい、支えあう「年金」ついても大事



年金は老後のためだけじゃない！障害年金について

年金というと、「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります（初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります）。

次の条件を全て満たしているときは、障害基礎年金を受給できます。

◎20歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60～65歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある。

◎病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（※）又

は20歳に達したときに、障害年金の等級の1級又は2級の状態になっている（障害者手帳の等級とは異なります）。

※障害認定日とは、障害の程度を定める日。

初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日。

◎初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。よくある質問

Q 通院を始めてから国民年金を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？

A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。「もしも」のときのために、国民年金の納付をしておきましょう。

問合せ先 市民保健課国民年金係（窓口③）☎233922